

鶴岡市立大山小学校 いじめ防止基本方針（概要）

いじめとは

「いじめ」とは、児童に対して一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含まれます）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものを言います。
「いじめ防止対策推進法 第2条より」

大山小学校でのいじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性を秘めています。大山小学校では、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で迅速に、そして組織的に対応します。また、大山小学校の良さを最大限に生かし、学校教育目標に向かって教育活動をすすめることで、仲間と共に成長できる、心が通い合ったいじめのない学校をめざします。

学校教育目標

やさしく・かしこく・たくましく

めざす子ども像

- やさしくかかわり、友達を大事にする子ども
- 自分事として学び、考えや思いを自分の言葉で表現する子ども
- いのちを大切にし、健康な体と体をつくる子ども

未然防止

- ①互いに認め合い、ともに成長する学級づくりをすすめます。一人ひとりの良さを積極的に見つけます。
- ②一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりをすすめます。
- ③道徳の時間の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動をすすめます。
- ④学級活動を通し、生活の中から課題を見だし、自分たちで解決しようとする力を高めます。
- ⑤学校行事・おうら活動を通し、自分たちで考えて活動する機会を設け、自主性と思いやりの心を育てます。
- ⑥児童会活動の充実を図り、明るく安全・安心な学校をつくらうとする意欲を高めます。
- ⑦インターネットなどのマナーやモラルについて学習します。
- ⑧特別支援教育の充実を図り、児童一人一人の状況や特性に応じた支援を行います。

早期発見

- ①担任との信頼関係を築き、なんでも相談しやすい環境をつくります。
- ②年5回の教育相談を設定し、教師が児童とじっくり話し合うことができますようにします。
- ③学年の先生方や学級外の先生方など、多くの目で子ども達を見守ります。
- ④定期的にアンケート調査を行い、子ども達の悩みを知り、小さなサインも見逃さないように努めます。
- ⑤学校では、どの先生にでも相談できます。また、状況に応じてスクールカウンセラー等の相談もすすめます。また、さまざまな相談方法もお知らせします。

適切な対応

- ①相談や訴えがあった場合は、しっかりとお話を聞きます。相談してくれた人の安全は必ず守ります。
- ②遊びや悪ふざけだとしても、本人がいやがることは、すぐにやめさせます。また、はやし立てるなど、同調することもいじめです。直接関わっていない場合でも、仲間として指導します。
- ④学校では、全職員が協力して組織的に対応します。その後も全職員で見守っていきます。
- ⑤スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアに努めます。
- ⑥すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努めます。
- ⑦インターネットやSNS等の問題にも素早く対応します。

学校

・安心して豊かに生活できる学校づくり
 ・家庭、地域、関係機関と連携した学校づくり

・いじめを許さない学校・学級づくり

地域

・日常の見守り
 ・地域行事等での協力

家庭

・愛情を持った子育て
 ・思いやり・やさしさの醸成
 ・悩み事等の相談

関係機関

・警察署
 ・児童相談所
 ・鶴岡市教育委員会等